

関東事業協会通信

第 38 号



主唱 / 法務省

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

第75回 社会を明るくする運動

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行から立ち直ろうとする人たちを支援、新たな被害者も加害者も生まない安全・安心な地域社会を目指す国民運動です。

社明 しゃめい

Q 検索



巻頭言 関東地方更生保護委員会事務局長 田島 佳代子	1
令和6年度事業報告	3
附1 寄附金一覧表	8
附2 普通賛助会員会費一覧表	9
附3 収支計算書	10
附4 財産目録	12
附5 貸借対照表	14
令和7年度事業計画・予算	15
更生保護分野における先駆的活動に対する助成について （結果報告）	19
当協会について	23
参考資料	25
役員等名簿	29



巻頭言

これからの更生保護

関東地方更生保護委員会事務局長 田 島 佳代子

1 橋本園太氏について

関東地方更生保護事業協会の皆様におかれましては、平素、更生保護の様々な活動にご支援、ご協力いただき、心から感謝申し上げます。

さて、公務員の仕事柄、これまで、北海道旭川や仙台、名古屋等、様々なところで勤務してきました。新しい土地で勤務する際、できる限りではあるのですが、その土地の更生保護の歴史を調べるようにしています。

たとえば、私が令和4、5年と勤務していた群馬県には、橋本園太という人物がいました。橋本園太氏は、万延元年（1860年）に武州川越で生まれ、6才で前橋市天川村に転居しました。苦勞しながらも事業で財を成し、明治28年には前橋市議会議員に選出されるほど社会的にも大きな成功を収めます。しかし、ある非行少年との出会いから、免囚保護（現更生保護）事業の必要性を感じ、結果として市会議員を辞し、前橋監獄（現在の前橋刑務所）の看守となるのでした。その後、自宅に免囚保護のための施設「橋本園」を開設し明治41年までに延120人以上を保護し、また一時は渋沢栄一氏の施設に勤める等、人生を免囚保護に捧げることとなります。橋本氏の破天荒な生涯は、昭和2年に橋本園太氏等を主人公とした日活映画「赤城の夕映え」が製作・上映されるほど、当時、大きな話題となったのでした。

しかしながら、これだけ多大な功績があるにもかかわらず、橋本氏に関しては、映画フィルムを含め、現在、残っている資料はほとんどありません。おそらく更生保護の歴史の中には、群馬県に限らず、全国各地に、こうした先人達がいて、その並々ならぬ熱意と御勞苦、活動の積み重ねの上に、今の更生保護が成り立っているのだと改めて考えさせられました。

2 変わりゆく更生保護制度

昭和24年に犯罪者予防更生法の施行とともに始まった現行の更生保護制度は、昨年、75周年の節目の年を迎えました。この間、更生保護制度は、多くの関係者のたゆまぬ努力により、目まぐるしい発展を遂げてきましたが、一方で、近年の社会や経済状況の大きな変化によって、犯罪や非行の態様も複雑・多様化しています。振込詐欺、サイバー犯罪等、新しい形の犯罪が増加し、また、社会的な孤立や、さまざまな生きづらさを抱えた人々の問題も深刻化するなど、更生保護に求められるものも多様なものとなっています。

令和5年12月、改正更生保護法が施行され、地域住民、関係機関等からの相談に応じて必要な地域援助を実施する等の新たな施策が保護観察所の業務に盛り込まれました。新たに導入された「刑の執行終了者に対する援助」「更生保護に関

する地域援助」は、従来の保護観察期間にとらわれることなく、元保護観察対象者の改善更生を地域で支援していくための制度です。保護観察対象者が抱えている課題やその社会復帰の在り方はさまざまであり、保護観察期間だけで解決できるものばかりではありません。元保護観察対象者の意思に反しない限りにおいて、地域の専門機関と連携し「息の長い」支援を行う、「地域とともに歩み、地域に貢献する更生保護」を目指す新たな取組が始まりました。

3 これからの更生保護

令和6年5月、滋賀県大津市の保護司の方が亡くなられ、その保護司の方が担当していた保護観察対象者が事件の被疑者として逮捕されるという、非常に痛ましい事件が起きました。保護司の安全確保や、保護司の担い手の減少等が深刻な課題となっている現状を踏まえ、その年の10月に取りまとめられた「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」最終報告書では、保護司の皆様が安心して保護司活動を継続するために今後講じていく施策等として、面接場所・面接方法の選択肢の拡充等78の取組が盛り込まれました。本報告では、公募制の導入や、委託上限年齢の撤廃、デジタル技術を活用した保護司活動の負担軽減策等、幅広い内容が含まれています。

保護司は、更生保護のみならず地域社会にとっても非常に重要で大切な存在です。今後、保護司制度をさらに発展させるために、継続的な検討を行うこととしています。

また、変革期にあるのは、更生保護だけではなく。刑事施設においても、本年6月から拘禁刑が施行されました。従前の懲役刑と禁固刑に代わって拘禁刑が導入されたことにより、従前の刑務作業を前提とした処遇から、一人ひとりの受刑者の特性に応じて作業と指導を組み合わせ、効果的な改善更生を図ることとされています。

加えて、これら新しい施策を推進するためには、地方公共団体との連携を一層強化することが不可欠です。国・地方公共団体・民間協力者が一体となって、刑務所出所者等が必要な支援に円滑につながる体制を構築することが重要となります。

これまで更生保護は、保護司をはじめとした関係者のあたたかな人間愛を基軸とした地域づくりの活動を続けてきました。先人たちが築き上げてきた更生保護制度を未来につなげるために更生保護諸活動に努めてまいりますので、今後とも、皆さまのご協力をお願いいたします。

令和 6 年 度 事 業 報 告 書

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

1 会議及び主要行事関係

令和 6. 4. 5	業務監査（関東地方更生保護委員会） 令和 5 年度収支に関する会計及び業務の監査を、遠山正博監事及び金井泰子監事により実施。
6. 4. 12 (議決の日)	理事会（書面による議決） 議 案 1 理事長、副理事長及び常務理事の互選（案）について 2 議事録署名人の選任（案）について
6. 4. 18 (議決の日)	常務理事会（書面による議決） 議 題 1 令和 5 年度事業報告(案)について 2 令和 5 年度一般会計収支決算報告書(案)について 3 基本財産である国債の取扱いについて
6. 4. 18	紺綬褒章伝達式（関東地方更生保護委員会） （受章者：小澤隆様（田中副理事長紹介））
6. 4. 22	定款変更について認可（更生保護事業の名称変更等）
6. 5. 16	理事会（ホテル・ブリランテ武蔵野） 議 案 1 令和 5 年度事業報告（案）について 2 令和 5 年度一般会計収支決算報告書（案）について 3 基本財産である国債の取扱い（案）について
6. 5. 16	評議員会（ホテル・ブリランテ武蔵野） 議 案 1 令和 5 年度事業報告（案）について 2 令和 5 年度一般会計収支決算報告書（案）について 3 基本財産である国債の取扱い（案）について

6. 5. 17	関東地方更生保護委員会委員長に令和5年度事業成績等報告書を提出
6. 10. 25	更生保護制度施行75周年記念第38回関東地方更生保護大会 (長野県松本市「キッセイ文化ホール」)
6. 12. 4	関東ブロック再犯防止シンポジウムを共催 (ソニックシティホール) 関東地方更生保護委員会等が主催する行事
7. 1. 22	関東地方更生保護委員会による立入検査 概ね良好との評価を受ける。
7. 2. 6	関東管内都県協会事務担当者会議 (オンライン会議)
7. 2. 13	常務理事会 (関東地方更生保護委員会) 議 題 1 令和7年1月末現在の予算執行状況について (報告) 2 令和7年度事業計画(案)について 3 令和7年度収支予算(案)について 4 令和7年度主要会議及び行事予定(案)について
7. 3. 4	理事会 (ホテル・ブリランテ武蔵野) 議 案 1 令和6年度予算執行状況について (中間報告) 2 令和7年度事業計画 (案) について 3 令和7年度一般会計収支予算 (案) について
7. 3. 4	評議員会 (ホテル・ブリランテ武蔵野) 議 案 1 令和6年度予算執行状況について (中間報告) 2 令和7年度事業計画 (案) について 3 令和7年度一般会計収支予算 (案) について

2 役員等関係

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの役員等の異動 (敬称略)

令和6. 4. 1	就任	理 事	藤本 貫大 (新任)
〃	〃	〃	金子 昌彦 (新任)
〃	〃	〃	立川 孟視 (新任)
〃	〃	〃	木村 治司 (新任)
〃	〃	評議員	近藤 功 (新任)
〃	〃	理 事	青木 勲 (再任)
〃	〃	〃	田中 武志 (再任)
〃	〃	〃	遠藤 孝二 (再任)
〃	〃	〃	脇田 栄一 (再任)
〃	〃	〃	山代 法道 (再任)
〃	〃	〃	佐藤 繁實 (再任)
〃	〃	〃	市川 君子 (再任)
〃	〃	〃	武井 章 (再任)
〃	〃	〃	石井 本子 (再任)
〃	〃	〃	吉田 平 (再任)
〃	〃	〃	川邊 讓 (再任)
〃	〃	〃	下地 常雄 (再任)
〃	〃	〃	山口 信郎 (再任)
〃	〃	〃	小林 聖仁 (再任)
〃	〃	監 事	遠山 正博 (再任)
〃	〃	〃	金井 泰子 (再任)
〃	〃	評議員	飯野 満 (再任)
〃	〃	〃	池田 數和 (再任)
〃	〃	〃	粉川 健 (再任)
〃	〃	〃	阿久津 平 (再任)
〃	〃	〃	安藤 良子 (再任)
〃	〃	〃	栃木 政章 (再任)
〃	〃	〃	武藤 成孝 (再任)
〃	〃	〃	市川 憲子 (再任)
〃	〃	〃	槍田 義之 (再任)
〃	〃	〃	遠藤 隆雄 (再任)
〃	〃	〃	田中 一宏 (再任)
〃	〃	〃	野崎 昌雄 (再任)
〃	〃	〃	村上 佼正 (再任)
〃	〃	〃	池田 真 (再任)
〃	〃	〃	可児 克之 (再任)
〃	〃	〃	原 幸一郎 (再任)
〃	〃	〃	茂呂 絹枝 (再任)
〃	〃	〃	水嶋 正夫 (再任)
〃	〃	〃	大塚 賢秀 (再任)
〃	〃	〃	春日 博美 (再任)
〃	〃	〃	金原 利幸 (再任)

6. 4. 15	就任	理事長	青木 勲（新任）
〃	〃	副理事長	田中 武志（新任）
〃	〃	〃	遠藤 孝二（新任）
〃	〃	〃	脇田 栄一（新任）
〃	〃	常務理事	山代 法道（新任）
〃	〃	〃	佐藤 繁實（新任）
〃	〃	〃	市川 君子（新任）
7. 1. 10	死亡	評議員	飯野 満

3 助成事業関係

令和6年度における主な助成事業は次のとおり

- (1) 関東地方保護司連盟に対する助成（保護司組織のデジタル化促進特別助成を含む。）
- (2) 関東地方更生保護事業連盟に対する助成
- (3) 関東地方更生保護女性連盟に対する助成
- (4) 関東地方BBS連盟に対する助成
- (5) 管内都県の地域連携・助成事業を営む更生保護法人に対する助成
- (6) 管内更生保護施設に対する任意保護事務費助成
- (7) 管内更生保護施設に対する処遇困難者等指導経費助成
- (8) 管内更生保護施設における諸物価高騰への対応費用助成
- (9) 管内の先駆的更生保護活動に対する助成

4 寄附者に対する紺綬褒章及び法務大臣感謝状等の伝達関係

令和6年4月18日、関東地方更生保護委員会において高額寄附者に対する紺綬褒章の伝達式が行われた。また、令和6年度、別紙「寄附金一覧表」のとおり当協会に寄附をいただいたので、寄附をされた方に対して、規定に基づき、法務大臣又は関東地方更生保護委員会委員長の感謝状を伝達した。

5 慶 弔

（顕 彰）

藍綬褒章	水嶋正夫評議員（保護司）
瀬戸山賞	小林聖仁理事（全国保護司連盟顧問）
関更連会長表彰	川邊讓理事、市川憲子評議員、池田真評議員、木村治司理事（静岡協会推薦）

（訃 報）

次の評議員が逝去された。生前の御功績をしのび、謹んで御冥福をお祈りいたします。

飯野 満 様（茨城） 令和7年1月10日逝去



令和 6 年 4 月 18 日紺綬褒章伝達式を関東地方更生保護委員会委員長室において行ないました。受章者：小澤隆様（田中副理事長紹介）



令和 6 年 10 月 25 日更生保護施行 75 周年記念第 38 回関東地方更生保護大会
（松本市「キッセイ文化ホール」）
青木理事長代理遠藤孝二副理事長出席

寄 附 金 一 覧 表 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(篤志者寄附)(順不同)

都県名	寄附者御芳名 (敬称略)	金 額	紹 介 者 等
群馬	狩 野 恭 子	100,000	ホームページからの寄附申込み
東京	瀬戸出版株式会社	300,000	池田真評議員紹介
千葉	株式会社キョシゲ 代表取締役 小林光徳	200,000	脇田副理事長紹介
山梨	近 藤 功	10,000	当協会評議員
	計	610,000	

(役員寄附)(順不同)

役職名	寄 附 者 名	金 額	備 考
監 事	遠 山 正 博	100,000	
副理事長	脇 田 栄 一	200,000	
副理事長	遠 藤 孝 二	100,000	
常務理事	市 川 君 子	200,000	
	計	600,000	
	寄 附 金 合 計	1,210,000	

普通賛助会員会費納入調

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

都県名	賛助会員	金額	紹介者等
新潟	大塚賢秀(評議員)	5,000	
埼玉	遠山正博(監事)	10,000	
神奈川	水嶋正夫(評議員)	10,000	
東京	可児克之(評議員)	20,000	
東京	茂呂絹枝(評議員)	20,000	
茨城	原 淑行	10,000	
東京	田中信太郎	10,000	田中副理事長
山梨	岩永 明	10,000	近藤評議員
山梨	武井 淳	5,000	近藤評議員
栃木	北関東総合警備保障株式会社	30,000	青木理事長
静岡	一般財団法人金原治山治水財団 理事長 伊熊 守	10,000	金原評議員
東京	山代法道(常務理事)	20,000	
埼玉	遠藤隆雄(評議員)	10,000	
	合 計	170,000	

令和6年度一般会計収支計算書

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

収 入 総 額 32,020,042 円

支 出 総 額 29,280,378 円

当期繰越金 2,739,664 円

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

(収入の部)

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較増減 (△印減)	備考
項 目				
補助金等収入	2,100,000	7,323,855	△ 5,223,855	
助成金収入	2,100,000	7,323,855	△ 5,223,855	振興財団 紺綬褒章5,000,000含む
寄附金収入	2,210,000	1,210,000	1,000,000	
篤志者寄附金	1,500,000	610,000	890,000	
役員等寄附金	700,000	600,000	100,000	
その他の寄附金	10,000	0	10,000	
財産収入	6,080,000	18,287,924	△ 12,207,924	
利息	80,000	264,724	△ 184,724	基本財産利息等
立川基金配当金	6,000,000	18,023,200	△ 12,023,200	
会費収入	1,416,000	1,446,000	△ 30,000	
特別賛助会費	1,276,000	1,276,000	0	管内11都県協会会費
賛助会費	140,000	170,000	△ 30,000	普通賛助会費
雑収入	3,840,000	3,752,263	87,737	
雑収入	1,000,000	1,109,203	△ 109,203	保護司手帳頒布手数料等
関保連人件費分担金収入	2,840,000	2,643,060	196,940	
積立金取崩金	14,700,000	0	14,700,000	
合 計	30,346,000	32,020,042	△ 1,674,042	

(支出の部)

(単位：円)

科 目		予算額	決算額	比較増減 (△印減)	備考
項 目					
連 絡 助 成 事 業 費		25,957,000	25,382,845	574,155	
事 務 費		7,400,000	6,728,697	671,303	
給 料 手 当		5,350,000	5,313,060	36,940	含関保連分
退 職 給 与		150,000	150,000	0	退職給与引当金
雑 給 与		5,000	0	5,000	
福 利 厚 生 費		700,000	666,768	33,232	社会保険料・健康診断等
旅 費 交 通 費		280,000	59,940	220,060	
通 信 運 搬 費		450,000	189,640	260,360	郵便切手・電話代等
消 耗 品 費		150,000	154,142	△ 4,142	事務用品費
O A 管 理 費		100,000	99,000	1,000	
備 品 補 修 費		30,000	0	30,000	
役 務 費		5,000	0	5,000	
減 価 償 却 費		0	0	0	
印 刷 製 本 費		30,000	0	30,000	
雑 費		150,000	96,147	53,853	銀行口座振替手数料等
啓 発 費		3,000,000	3,537,080	△ 537,080	社明広報資材等
連 絡 調 整 費		997,000	826,115	170,885	
継 続 保 護 事 業 連 絡 調 整 費		320,000	340,000	△ 20,000	関更連助成
連 絡 助 成 事 業 連 絡 調 整 費		130,000	135,154	△ 5,154	
保 護 司 活 動 連 絡 調 整 費		100,000	0	100,000	
更生保護女性活動連絡調整費		100,000	100,000	0	関更女研修助成
B B S 活 動 連 絡 調 整 費		100,000	115,960	△ 15,960	関B連会員研修助成
機 関 紙 発 行 費		67,000	67,000	0	事業協会通信37号
報 償 費		80,000	26,893	53,107	
調 査 研 究 費		100,000	41,108	58,892	
助 成 費		14,560,000	14,290,953	269,047	
継 続 保 護 事 業 助 成 費		4,900,000	4,803,855	96,145	処遇困難者処遇助成・諸物価高騰助成
連 絡 助 成 事 業 助 成 費		150,000	110,000	40,000	会議用資材助成
保 護 司 活 動 助 成 費		8,450,000	8,450,000	0	保護司組織デジタル化促進助成
更生保護女性活動助成費		120,000	120,000	0	関更女
B B S 活 動 助 成 費		240,000	200,000	40,000	関B連
そ の 他 助 成 費		700,000	607,098	92,902	犯罪被害者支援関係等
管 理 費		3,335,000	2,989,593	345,407	
給 料 手 当		1,230,000	1,213,020	16,980	含関保連分
退 職 給 与		120,000	120,000	0	退職給与引当金
雑 給 与		10,000	0	10,000	
福 利 厚 生 費		320,000	309,360	10,640	社会保険料等
会 議 費		950,000	974,503	△ 24,503	理事会・評議員会
交 際 費		230,000	55,686	174,314	慶弔金
旅 費 交 通 費		15,000	3,920	11,080	
通 信 運 搬 費		120,000	37,074	82,926	郵便切手・宅急便代等
消 耗 品 費		15,000	15,000	0	
備 品 補 修 費		10,000	0	10,000	
役 務 費		5,000	0	5,000	
減 価 償 却 費		0	0	0	
印 刷 製 本 費		10,000	0	10,000	
雑 費		300,000	261,030	38,970	全更連会費等
ホ ー ム ペ ー ジ 作 成 費		1,000,000	907,940	92,060	
予 備 費		54,000	0	54,000	
合 計		30,346,000	29,280,378	1,065,622	
当 期 繰 越 金		0	2,739,664	△ 2,739,664	

(注) 必要に応じ、各科目間の流用をすることができる。

財 産 目 録

(令和 7 年 3 月 3 1 日現在)

(更生保護法人等の名称)

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

1 資産の部

(1) 基本財産

(単位：円)

区 分	摘 要	価 額	対 照		備 考
			期首額	当期増減額	
有 価 証 券	立川基金（立川恒産）	45,058,000	45,058,000	0	基本財産繰入指定寄附
有 価 証 券	京都市債（野村証券）	20,000,000	20,000,000	0	
有 価 証 券	利付国債 10 年（野村証券）	10,000,000	10,000,000	0	
有 価 証 券	千葉県債（大和証券）	20,000,000	20,000,000	0	
有 価 証 券	福岡市債（大和証券）	10,000,000	10,000,000	0	
合 計		105,058,000	105,058,000	0	

(2) 通常財産

(単位：円)

区 分	摘 要	価 額	対 照		備 考
			期首額	当期増減額	
現 金	計	77,681	130,039	△ 52,358	
	手 許 有 高	77,681	130,039	△ 52,358	
預 金	計	90,775,686	87,689,519	3,086,167	
	普通預金 (みずほ・新都心 普8010935)	9,984,613	9,979,716	4,897	
	通常貯金 ゆうちょ銀行(10140-64541)	10,482,429	10,499,812	△ 17,383	
	定額貯金 ゆうちょ銀行(50340-4406474)	1,004,000	1,004,000	0	
	定額貯金 ゆうちょ銀行(50380-1632871)	0	351,000	△ 351,000	退職積立金
	定額貯金 ゆうちょ銀行(50340-3847076)	2,649,000	2,028,000	621,000	退職積立金
	普通預金 (埼玉りそな・新都心普19460)	36,562,774	33,748,858	2,813,916	
	普通預金 (武蔵野・新都心普1016243)	10,102,932	10,097,916	5,016	
	普通預金 (三菱UFJ・大宮普0216952)	9,986,328	9,982,215	4,113	
	普通預金 (三井住友・大宮普8463812)	10,003,610	9,998,002	5,608	
	計	286,598	286,598	0	
備 品	デスクトップパソコン	286,598	286,598	0	当期減価償却額 減価償却累計額 286,597
合 計		91,139,965	88,106,156	3,033,809	

以上合計（資産総額） 196,197,965 円

2 負債の部

(単位：円)

区 分	摘 要	価 額	対 照		備 考
			期首額	当期増減額	
仮 受 金	計	1,073,160	1,049,015	24,145	
	更生保護振興財団	1,073,160	1,049,015	24,145	
減価償却 引当金	計	286,597	286,597	0	
	減価償却累計額	286,597	286,597	0	
退職給与 引当金	計	2,649,000	2,379,000	270,000	
	退職給与引当金	2,649,000	2,379,000	270,000	
合 計		4,008,757	3,714,612	294,145	

以上差引（正味財産） 192,189,208 円

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日)

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

(単位：円)

借 方		貸 方	
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	87,200,367	【流動負債・引当金】	1,359,757
預 金 ・ 現 金	87,200,367	流 動 負 債	1,073,160
【固 定 資 産】	108,997,598	減 価 償 却 累 計 額	286,597
基 本 財 産	105,058,000	【固 定 負 債】	2,649,000
投 資 有 価 証 券	105,058,000	退 職 給 与 引 当 金	2,649,000
その他の固定資産	3,939,598	負 債 の 部 合 計	4,008,757
備 品	286,598	(正 味 財 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	0	【基 本 金】	105,058,000
郵 便 定 額 貯 金	1,004,000	基 本 金	105,058,000
退職給与引当預金	2,649,000	【積立金・繰越金】	87,131,208
		積 立 金	84,391,544
		当 期 繰 越 金	2,739,664
		正 味 財 産 の 部 合 計	192,189,208
資 産 の 部 合 計	196,197,965	負債・正味財産の部合計	196,197,965

令和 7 年度事業計画

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

1 運営に関する基本方針

地域連携・助成事業を営む更生保護法人として、犯罪や非行をした者に対する息の長い支援の推進に資するため地域における必要な連携・協力体制の整備に意を用い、役職員が一体となって、現下の更生保護が要請されているニーズの的確な把握に努め、関東地方更生保護委員会をはじめ、関係機関・団体との密接な連携を保ちつつ、以下に掲げる諸事項を効果的に実施し、もって関東地方全般の更生保護の発展に寄与する。

2 関係機関・団体との連絡協力体制の整備に関する事項

- (1) 都県単位の地域連携・助成事業を営む更生保護法人との連携を密にして協調に努める。
- (2) 都県単位の地域連携・助成事業を営む更生保護法人事務担当者会議を開催して実務の円滑化に資する。
- (3) 関東地方更生保護委員会及び関東管内保護観察所等関係機関の更生保護に関する連絡協議会の開催を後援する。
- (4) 必要に応じて他のブロック単位の地域連携・助成事業を営む更生保護法人と連携し、事業運営の充実・発展を図る。

3 更生保護活動への地域住民の参加の促進及び啓発、宣伝に関する事項

- (1) 更生保護に対する一般国民の積極的協力を得るため、賛助会員の募集を行う。
- (2) 各層、各界に対する更生保護思想の普及宣伝を行う。
- (3) “社会を明るくする運動”の推進に協力する。
- (4) 時宜に即した啓発・宣伝用資材を開発・作成し、更生保護団体等に提供する。
- (5) 民間協力者に対する顕彰を行う。

4 更生保護の事業及び活動に従事する者の確保、養成及び研修に関する事項

- (1) 関東地方保護司連盟が行う研修等の実施に協力する。
- (2) 関東地方更生保護事業連盟が行う研修等の実施に協力する。
- (3) 関東地方更生保護女性連盟が行う研修等の実施に協力する。
- (4) 関東地方 BBS 連盟が行う研修等の実施に協力する。
- (5) その他更生保護の発展のための研修等の実施に協力する。

- 5 更生保護の事業及び活動に対する連絡、調整及び助成に関する事項
次の助成事業を通して、それぞれの団体との連絡協調を図る。
- (1) 宿泊型保護事業を営む更生保護法人に対し助成する。
 - ① 宿泊型保護事業を営む更生保護法人の運営について助成する。
 - ② 更生保護施設において急激な物価高騰に対応できるよう助成する。
 - (2) 関東地方保護司連盟に対し助成する。
 - (3) 関東地方更生保護事業連盟に対し助成する。
 - (4) 関東地方更生保護女性連盟に対し助成する。
 - (5) 関東地方 BBS 連盟に対し助成する。
 - (6) 都県単位の地域連携・助成事業を営む更生保護法人に対し助成する。
 - (7) 関東管内における他の模範となる先駆的な更生保護活動に対し助成する。
- 6 調査研究に関する事項
必要に応じ、更生保護に関する調査研究を実施する。
- 7 更生保護の事業及び活動に従事する者に対する資料提供に関する事項
- (1) 保護司活動の効果的推進及び便宜に供するため、保護司手帳を作成頒布する。
 - (2) 更生保護の事業及び活動に従事する者の活動に資する教材・資料等を作成又は購入頒布する。
- 8 広報活動に関する事項
- (1) 都県単位の地域連携・助成事業を営む更生保護法人をはじめ関係機関・団体との情報交換・連絡協調を図るため、機関誌を発行する。
 - (2) ホームページを活用して積極的な情報発信に努める。
- 9 その他
更生保護の発展に寄与すると認められるその他の事業を行う。

令和7年度一般会計収支予算書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

収入総額 32,366,000 円
支出総額 32,366,000 円

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

(収入の部)

(単位：円)

科	目	令和7年度	令和6年度	比較増減	
	項 目	予 算 額	予 算 額	(△印減)	備 考
補 助 金 等 収 入		2,100,000	2,100,000	0	
	助 成 金 収 入	2,100,000	2,100,000	0	振興財団
寄 附 金 収 入		2,210,000	2,210,000	0	
	篤 志 者 寄 附 金	1,500,000	1,500,000	0	
	役 員 等 寄 附 金	700,000	700,000	0	
	そ の 他 寄 附 金	10,000	10,000	0	
財 産 収 入		10,100,000	6,080,000	4,020,000	
	利 息	100,000	80,000	20,000	基本財産利息等
	立 川 基 金 配 当	10,000,000	6,000,000	4,000,000	
会 費 収 入		1,416,000	1,416,000	0	
	特 別 賛 助 会 費	1,276,000	1,276,000	0	管内11都県協会会費
	賛 助 会 費	140,000	140,000	0	普通賛助会費
雑 収 入		3,840,000	3,840,000	0	
	雑 収 入	1,000,000	1,000,000	0	保護司手帳頒布手数料等
	関 保 連 人 件 費 分 担 金 収 入	2,840,000	2,840,000	0	事務局職員2名分
積 立 金 取 崩 金		12,700,000	14,700,000	△ 2,000,000	
収 入 合 計		32,366,000	30,346,000	2,020,000	

(支出の部)

(単位：円)

科	目	令和7年度 予算額	令和6年度 予算額	比較増減 (△印減)	備 考
地 域 連 携 ・ 助 成 事 業 費	費	28,977,000	25,957,000	3,020,000	
事 務 費	費	7,400,000	7,400,000	0	
	給 料 手 当	5,350,000	5,350,000	0	含交通費・含関係連分
	退 職 給 与	150,000	150,000	0	退職給与引当金
	雑 給 与	5,000	5,000	0	
	福 利 厚 生 費	700,000	700,000	0	社会保険料（含関係連分）・健康診断
	旅 費 交 通 費	280,000	280,000	0	
	通 信 運 搬 費	450,000	450,000	0	切手・電話代・宅急便代・デジタル化関連費
	消 耗 品 費	150,000	150,000	0	事務用品費等
	〇 A 管 理 費	100,000	100,000	0	ホームページ改修費用
	備 品 補 修 費	30,000	30,000	0	
	役 務 費	5,000	5,000	0	
	減 価 償 却 費	0	0	0	パソコン償却済み
	印 刷 製 本 費	30,000	30,000	0	
	雑 費	150,000	150,000	0	振込手数料等
啓 発 費	費	4,000,000	3,000,000	1,000,000	社明広報資材等
連 絡 調 整 費	費	1,137,000	997,000	140,000	
	宿泊型保護事業連絡調整費	400,000	320,000	80,000	関連連助成・デジタル化促進
	地域連携・助成事業連絡調整費	130,000	130,000	0	
	保護司活動連絡調整費	100,000	100,000	0	保護司研修等
	更生保護女性活動連絡調整費	160,000	100,000	60,000	会員研修等・デジタル化促進
	B B S 活動連絡調整費	100,000	100,000	0	会員研修等
	機 関 紙 発 行 費	67,000	67,000	0	事業協会通信38号
	報 償 費	80,000	80,000	0	感謝状記念品代
	調 査 研 究 費	100,000	100,000	0	
助 成 費	費	16,440,000	14,560,000	1,880,000	
	宿泊型保護事業助成費	5,500,000	4,900,000	600,000	処遇困難者等指導経費助成及び諸物価高騰助成
	地域連携・助成事業助成費	1,250,000	150,000	1,100,000	
	保護司活動助成費	8,330,000	8,450,000	△ 120,000	関係連・デジタル化助成
	更生保護女性活動助成費	120,000	120,000	0	関更女
	B B S 活動助成費	240,000	240,000	0	関B連・デジタル化助成
	そ の 他 助 成 費	1,000,000	700,000	300,000	犯罪被害者支援関係及び先駆的助成
管 理 費	費	3,335,000	3,335,000	0	
	給 料 手 当	1,230,000	1,230,000	0	含交通費・含関係連分
	退 職 給 与	120,000	120,000	0	退職給与引当金
	雑 給 与	10,000	10,000	0	
	福 利 厚 生 費	320,000	320,000	0	社会保険料（含関係連分）
	会 議 費	950,000	950,000	0	理事会・評議員会各2回
	交 際 費	230,000	230,000	0	慶弔金
	旅 費 交 通 費	15,000	15,000	0	
	通 信 運 搬 費	120,000	120,000	0	切手・電話代・宅急便代・デジタル化関連費
	消 耗 品 費	15,000	15,000	0	
	備 品 補 修 費	10,000	10,000	0	
	役 務 費	5,000	5,000	0	
	減 価 償 却 費	0	0	0	パソコン償却済み
	印 刷 製 本 費	10,000	10,000	0	
	雑 費	300,000	300,000	0	全更連等会費
ホ ー ム ペ ー ジ 作 成 費	費	0	1,000,000	1,000,000	
予 備 費	費	54,000	54,000	0	
支 出 合 計		32,366,000	30,346,000	2,020,000	

(注) 必要に応じ、各科目間の流用をすることができる。

更生保護分野における先駆的活動に対する助成について（結果報告）

令和6年度に、先駆的活動に対する当協会の助成を受けた更生保護法人千葉県更生保護助成協会及び千葉県就労支援事業者機構から活動結果報告書が提出されましたので、掲載します。

また、同じく栃木県保護司会連合会からは、助成金を活用して作成したパンフレットの送付がありました。

1 活動の名称

刑務所出所者等に対する“息の長い”支援の充実強化に向けた調査研究

2 活動内容

令和5年12月の更生保護法一部改正により、新たに保護観察所の業務となった刑の執行終了者に対する援助については、就労支援の希望が寄せられる事案が目立っている。

同援助の場合、現行の運用では基本的に既存の就労支援メニュー（更生保護就労支援事業、身元保証等）や更生援助金の適用がない中、令和6年度においては、当協会や千葉県就労支援事業者機構が保護観察所をバックアップし、独自に支援を行ってきた。

将来的に、こうした者に対しても、既存の支援メニュー等を活用して、効果的な就労支援を行っていく必要があり、制度運用の変更や予算措置を求めていく根拠とできるよう、事例の集積と分析を行うこととした。

3 活動の実施結果

（1）実施件数

16件（令和7年3月現在）

うち、刑執行終了者援助の手続を行ったものは7件で、それ以外の9件は、地方検察庁、担当弁護士、地方公共団体、社会福祉協議会などを経由し、又は本人から直接、千葉県就労支援事業者機構に就労支援の希望を願い出たものであり、本来であれば更生緊急保護や刑執行終了者援助の対象となるものの、協力雇用主側において就労支援メニューを使わない判断をした等の事情で、更生緊急保護の申出がなされなかったものだった。

（2）実施結果

16件すべてについて、無料職業紹介の許可を受けている千葉県就労支援事業者機構が、保護観察等の対象者と同様に、協力雇用主のもとでの就職につながるよう支援を行った。

その結果、採用につながったものが10件、採用面接等について調整中のものが3件、支援開始後に本人が辞退したものが3件であった。

採用につながったもののうち、4件は既に退職しているものの、他の事案は良好に推移している。

（3）良好な取組の例

ア 元一部執行猶予対象者（期間満了後約3年経過）、40代、女性

累犯4入（いずれも覚醒剤取締法違反）

薬物再乱用防止プログラムを欠かさず受講し、保護観察期間満了を迎えた者。

薬物関係者との接触を危惧して外出の際必ず同伴してくれる母の支えがあって、良好に推移した経緯があったが、母が高齢となり、本人の自立を促す必要が出てきたこと、本人の知的制約（境界水準）から、一般就労が困難で、アルバイト等も長続きしなかったことから、元担当保護司を通じて保護観察所に就労支援を求めてきた。

後日、本人が母同伴で保護観察所に出頭し、刑執行終了者援助の申出を行った際、同席した機構の職員が本人の希望や事情を確認し、協力雇用主とのマッチングについて、慎重に検討していくこととなった。検討開始からおよそ4か月後、本人の事情を理解したうえで雇用が可能な協力雇用主が見つかり、電気工事会社のまかないの仕事に就いた。

就労開始後、6か月経過まで様子を見守った上で、刑執行終了者援助が終了となった。

イ 元少年院仮退院者（期間満了後約2年経過）、20代、男性

本件は窃盗。知的障害があり、一般就労ができないため、福祉的支援を受けていたが、入居したグループホームなどで同居者の物を盗むなどのトラブルを繰り返し、同じ生活場所が長期間継続しにくい状況で保護観察期間が終了していた。その後、グループホームでの生活が続いていたが、ホームの支援員から、保護観察所の地域援助又は刑執行終了者援助として、自立先を調整できないか、相談が寄せられた。

保護観察所から機構に相談があり、農福連携に前向きな協力雇用主に雇用を依頼できないか検討することとした。

後日、本人が支援員同伴で保護観察所に出頭し、刑執行終了者援助の申出を行った。同席した機構の職員が本人の希望などを確認し、本人の資質などを理解した上で雇用できる協力雇用主を1社選定。採用面接を行い、内定を得たが、同社は住込みができないため、現在、協力雇用主の所在地自治体と、住まいの確保について調整している。

4 総括

令和6年度中に当庁管内の協力雇用主に採用された刑務所出所者等はおおよそ80人だが、上記のとおり、そのうち10人が、身元保証や就労奨励金等の就労支援メニューの適用がない中で、民間事業者の独自の努力で就労につなげている。

特に、良好事例として取り上げた2件については、いずれも、本人らがハローワークに支援を申し出たとしても、就労につながることは難しかったと思われ、機構における平素からの経験の積み上げが生かされた。

刑執行終了者等に対する支援の取組は、当協会における更生援助金の拠出も含め、今後も継続していきたいと考えているが、就労支援メニューの適用が及ばない場合、協力雇用主の賛同が得られない場合も考えられ、また、更生保護就労支援事業についても、こうした対象者への支援も念頭に年間契約額が積算されていなければ、受託事業者の「手弁当」による支援に今後も頼っていくことになるため、今後も安定して成果を上げていくためには、国の予算措置も今後の課題だと考える。

ご家族の方の 保護司活動

Q & A



保護司の方々が活動を行う上で、ご家族の方の理解は欠かすことのできないものになっています。

ご家族の皆様の疑問や不安にお答えしながら、保護司の方々が日頃、どのような活動をされているのかをご紹介します。

Q 1 保護司の活動には、どのようなものがあるのですか？

A

保護司の活動には、

- ①保護観察を受けている人の立ち直りを支援する「処遇活動」と、
- ②地域の方々に立ち直り支援への理解と協力を求める「地域活動」があります。

犯罪者処遇の専門家で、国の職員である「保護観察官」と地域のボランティアである「保護司」が二人三脚で行っています。

処 遇 活 動

処遇活動の中核となる保護観察では、犯罪や非行をして保護観察を受けている人と、月に2～3回面接をし、彼らの相談に乗ったり、約束事を守るように指導や助言をしたりします。



地 域 活 動

犯罪や非行のない地域社会を築くための住民向けの啓発イベントを開催するなど、様々な広報活動に積極的に取り組んでいます。

また、地域で住民集会を開いたり、学校等と連携して活動をしたりしています。



Q 2 どのような人が保護観察を受けているのですか？

A 保護観察を受けている人(対象者)には、次のような人たちがいます。

- ①家庭裁判所で保護観察に付された少年
- ②少年院からの仮退院を許された少年
- ③刑事施設からの仮釈放を許された人
- ④裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人



更生の意欲があると認められた人たちが保護観察を受けます。

Q 3 家族が保護司として対象者を担当することが心配です。

A 保護司は、更生保護の専門家である保護観察官と協働して、対象者を担当することになっています。

また、保護司の方の希望などにより、複数の保護司で対象者を担当する制度も導入されています。



一人で抱え込むことなく、保護観察官と相談しながら進めています。

Q 4 対象者を自宅に招いて面接すると聞いたのですが…

A 自宅以外にも、地域における活動拠点「更生保護サポートセンター」において面接を行うことができます。

県内13か所にある「更生保護サポートセンター」の他、地域の公民館や交流館などの面接場所を順次拡大中です。



／ご家族の方もお参加いただけます／

保護司活動インターンシップ

保護司セミナー

地域の方々に保護司活動への理解や関心を深めていただくため、地域活動の体験や講座などを開催しています。保護観察所へお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

宇都宮保護観察所 TEL.028-621-2391

宇都宮市小幡2-1-11 宇都宮法務総合庁舎4階

当 協 会 に つ い て

設立の趣旨

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会は、更生保護事業法に基づいて、法務大臣の認可を受けて設立された法人です。

茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県・静岡県（１都１０県）における更生保護事業の充実と発展を助け、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的としています。

事業の内容

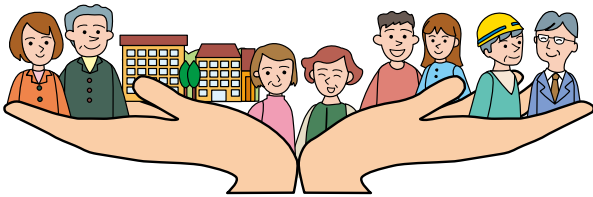
- 1 更生保護に資する援助を行う公共の機関等との地域における連携協力体制の整備
- 2 更生保護活動への地域住民の参加の促進
- 3 更生保護に関する事業に従事する者の確保、養成及び研修
- 4 更生保護に関する啓発、連絡、調整又は助成
- 5 更生保護に関する調査研究
- 6 その他設立の趣旨の目的を達成するために必要と認める事業

顕 彰

当協会へ寄附された場合には、その額により、紺綬褒章・法務大臣感謝状・関東地方更生保護委員会委員長感謝状等を贈呈するための上申を行い、謝意を表します。

主な事業

保護司、更生保護施設、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主など、更生保護事業にかかわる民間団体に対する連絡・助成



諸団体の事業・活動資金の助成などを行い、円滑な活動が行われるよう支援します。

更生保護事業従事者の教養訓練の実施



保護司等、更生保護事業に携わる人たちの研修会などを実施し、多くの人がそこで研鑽を積みめます。

犯罪の予防及び更生保護思想の普及宣伝



パンフレット・チラシの作成配布



街頭パレードへの協力

“社会を明るくする運動”を中心とする犯罪予防活動に協力し、更生保護思想の普及宣伝に努めます。

犯罪の予防及び犯罪者の改善更生に関する調査研究



犯罪予防等の専門家に調査研究を依頼し、犯罪や非行をなくすための方策などを、あらゆる面から追求します。

賛助会員の募集

更生保護法人関東地方更生保護事業協会では、年間を通じて賛助会員を募集しております。みなさまのご支援ご協力をお願いいたします。

年会費 1口 5、000円（何口でも可）

税制上の優遇措置

個人からのご寄附

- 個人から当法人に対して2,000円を超える寄附金をいただいた場合には、その年の寄附金額をもとに次によって計算した額の税の控除を受けることができます。
- 控除を受ける場合には、税務署又は都道府県・市区町村税事務所等へ当法人が発行する次の書類を添付した確定申告書を提出していただく必要があります。
 - ・ 当法人が発行する領収書
 - ・ 当法人からお渡しする「税額控除対象法人証明書」の写し（1のイの場合のみ）

1 所得税（国税）

ア 所得控除（所得税法第78条第1項該当）

「所得金額の40%」又は
「寄附金額」のいずれか少ない額 - 2,000円

イ 税額控除（租税特別措置法第41条の18の3第1項該当）

$$\left(\begin{array}{l} \text{「所得金額の40%」又は} \\ \text{「寄附金額」のいずれか少ない額} \end{array} - 2,000円 \right) \times 40\%$$

- ※ ただし、イについては、
- ・ 所得税額の25%が上限です。
 - ・ 税額控除対象更生保護法人に対する寄附の場合のみ選択可能です。（上記対象法人については、法務省HP等をご覧ください。）



法務省HP

2 住民税（地方税）

寄附をされた個人が埼玉県内（県民税）、さいたま市内（県民税・市民税）にお住まいの場合には、次の額の税の控除を受けることができます（税額控除）。

ア 都道府県民税

$$\left(\begin{array}{l} \text{「所得金額の30%」又は} \\ \text{「寄附金額」のいずれか少ない額} \end{array} - 2,000円 \right) \times 4\%$$

イ 市区町村民税

$$\left(\begin{array}{l} \text{「所得金額の30%」又は} \\ \text{「寄附金額」のいずれか少ない額} \end{array} - 2,000円 \right) \times 6\%$$

- 個人が相続又は遺言によって取得した財産を、相続税の申告期限内（死亡後10か月以内）に当法人に寄附した場合、寄附財産については、相続税は課税されません。

より詳細な内容については、最寄りの税務署又は都道府県・市区町村税事務所等にお問い合わせください。

法人からのご寄附

- 特定公益増進法人である更生保護法人への寄附金は、法人税法上の損金算入限度額が、通常の損金算入限度額とは別枠で認められています。

1 特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額

[法人税法第37条第4項該当]

$$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該事業年度の所得金額} \times 6.25\%) \div 2$$

2 一般損金算入限度額（特定公益増進法人「以外」に対する寄附も対象）

[法人税法第37条第1項該当]

$$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{当該事業年度の所得金額} \times 2.5\%) \div 4$$

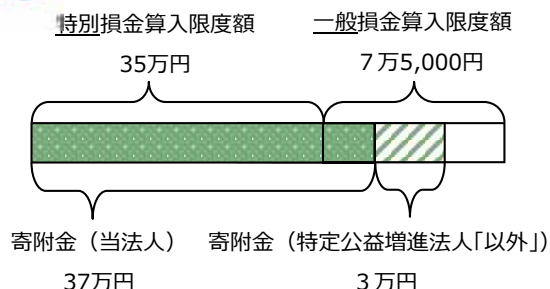
計 算 例

- 資本金 2,000万円 所得金額 1,000万円
- 寄附金額
 - ・当法人に対する寄附金 37万円
 - ・特定公益増進法人「以外」の団体に対する寄附金 3万円

- 特別損金算入限度額
 $(2,000\text{万円} \times 0.375\% + 1,000\text{万円} \times 6.25\%) \div 2 = 35\text{万円}$
- 一般損金算入限度額
 $(2,000\text{万円} \times 0.25\% + 1,000\text{万円} \times 2.5\%) \div 4 = 7\text{万}5,000\text{円}$

- ・ 特定公益増進法人である当法人に対する寄附金（37万円）の特別損金算入限度額（35万円）を超えた額については、一般損金算入限度額に含めることができます。

- ・ このため、特別損金算入限度額は35万円ですが、寄附金（合計40万円）の全額が損金算入されます。



更生保護ってなんですか？

罪を犯した人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。

犯罪・非行



犯罪や非行をした人が立ち直るためには、本人の努力はもちろんですが、社会に居場所がないがために再び犯罪を重ねてしまうという悪循環もあることも事実です。

悪循環から脱し、立ち直りをすすめるには、地域とのつながりが大切です。

反省・償い

更生保護の活動は、保護観察所をはじめとした国の機関と、保護司などのボランティアからなる民間の方々が協働して行っています。

国の機関

保護観察所など

全国の保護観察所などでは、国家公務員である保護観察官が第一線で活動しています。全国に約1,000人います。

協働

ボランティア
保護司など

保護司は、法務大臣から委嘱を受け、保護観察を受けている人の指導などにあたっています。全国で約5万人の保護司が活動しています。

負のサイクル

居場所がない

帰る場所がない… 仕事がない…
相談する人がいない…



再入受刑者に占める
無職者の割合

刑務所に再入
所した人のうち
約7割が無職



高齢者犯罪の動機

高齢者犯罪の
約7割が生活苦
などによる窃盗

立ち直りの道へ

社会復帰



やる気があるなら仕事の
世話ならしてやるよ！
がんばれ！

立ち直り



地域みんなですでる
ことで、この町じたいも良くなればと思
うんです。

～地域とのつながり～

罪を償い、再出発しようとする人たちが、社会から孤立したりせずに、地域との絆を保ち続けられ、その多くが地域社会の一員として立ち直ることができます。

その先導となって、地域と更生保護の架け橋となっているのが**更生保護ボランティア**です。

※ 法務省保護局作成パンフレット「立ち直りを支える地域のチカラ」より抜粋

更生ものがたり

昔のボクたちは、
悪いことばかりする



非行ペンギンでした。



更生ペンギンのホゴちゃんとサラちゃん。



更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪
予防の活動や子どもたちの健全育
成のための子育て支援活動などを
行うボランティア団体です。

保護司

犯罪や非行をして「保護観察」を受けることに
なった人の生活を見守り、様々な相談に乗った
り、指導をしています。犯罪を予防するための
地域活動などにも取り組んでいます。



更生保護施設

刑務所等を出た後、帰る場所が
ない人たちに宿泊場所や食事を
提供し、自立に向けた生活指導
を行う民間の施設です。



立ち直りました！ 更生ペンギンです！



BBS会

さまざまな問題を抱える少
年と、兄や姉のように身近な
立場で接することで、少年の
成長を助ける青年ボラン
ティア団体です。



あなたも、
できることから始めませんか？

協力雇用主

犯罪・非行歴のため仕事に就くこ
とが難しい人たちを、その事情を
理解した上で雇用し、立ち直りを
支援する事業者です。



ご存じですか？
立ち直りを支える地域のチカラ。

犯罪や非行からの立ち直りには、本人の努力はもちろんですが、地域の中に「居場所」があることが大きな後押しになります。
あなたの地域でも、国と、ボランティアなど様々な立場の人々が、チカラを合わせて立ち直りを支えています。

立ち直ろうとする人を受け入れ、支える方法は様々です。犯罪や非行から立ち直ろうとする人に、あなたなら何ができるかを考え、できることから一緒に始めてみませんか？

関東地方更生保護事業協会役員等名簿

(令和7年7月1日現在)

役職名	氏 名	都 県 名	役職名	氏 名	都 県 名
理事長	青 木 勲	栃 木	評 議 員	粉 川 健	茨 城
副理事長	田 中 武 志	東 京	〃	阿久津 平	栃 木
〃	遠 藤 孝 二	千 葉	〃	安 藤 良 子	栃 木
〃	脇 田 栄 一	東 京	〃	栃 木 政 章	栃 木
常務理事	山 代 法 道	東 京	〃	武 藤 成 孝	群 馬
〃	佐 藤 繁 實	東 京	〃	市 川 憲 子	埼 玉
〃	市 川 君 子	東 京	〃	槍 田 義 之	埼 玉
理 事	藤 本 貫 大	茨 城	〃	遠 藤 隆 雄	埼 玉
〃	金 子 昌 彦	群 馬	〃	田 中 一 宏	埼 玉
〃	武 井 章	埼 玉	〃	野 崎 昌 雄	埼 玉
〃	石 井 本 子	千 葉	〃	小 林 光 徳	千 葉
〃	吉 田 平	千 葉	〃	村 上 佼 正	千 葉
〃	川 邊 讓	東 京	〃	池 田 真	東 京
〃	下 地 常 雄	東 京	〃	可 児 克 之	東 京
〃	立 川 孟 視	東 京	〃	原 幸 一 郎	東 京
〃	山 口 信 郎	神奈川	〃	茂 呂 絹 枝	東 京
〃	小 林 聖 仁	長 野	〃	水 嶋 正 夫	神奈川
〃	木 村 治 司	静 岡	〃	大 塚 賢 秀	新 潟
監 事	遠 山 正 博	埼 玉	〃	近 藤 功	山 梨
〃	金 井 泰 子	東 京	〃	春 日 博 美	長 野
評 議 員	池 田 數 和	茨 城	〃	金 原 利 幸	静 岡

定 数 理事15名以上20名以下 監事2名 評議員21名以上25名以下

現在数 理事18名 監事2名 評議員22名

発 行

更生保護法人 関東地方更生保護事業協会

〒330-9725 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

関東地方更生保護委員会内

電話048-601-2130

令和7年8月1日発行